

カウントダウン NISA(ニーサ)

NISAが始まります

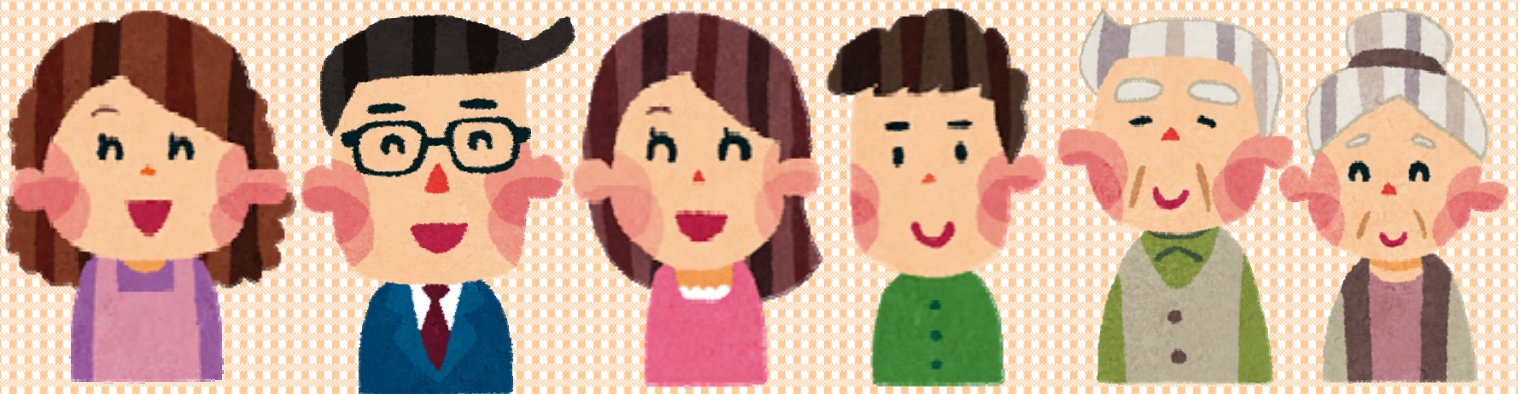
NISAとは、個人投資家向けの少額投資非課税制度です。
英国の Individual Savings Account(個人貯蓄口座)を
参考にした制度であるため、「日本版ISA(愛称:NISA)」と呼ばれています。

2013年10月口座受入開始、2014年1月制度施行の予定です。

その年の1月1日現在で満20歳以上の居住者であれば、
どなたでも利用可能です。

対象者は1億人以上で、人口の8割以上です。
(総務省統計局 平成24年12月1日概算値)

NISAの概要については、裏面をご覧ください。



孫の代までのお付き合い

資産のホームドクター

山和証券株式会社

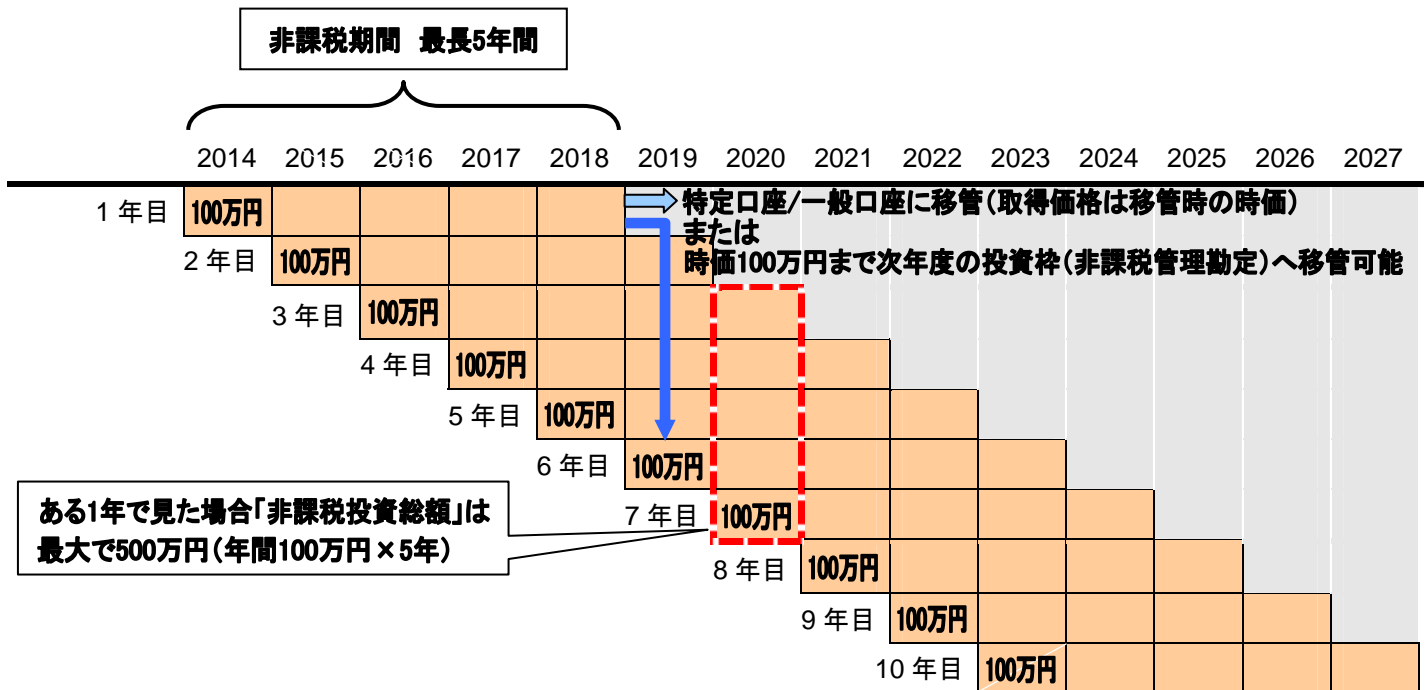
店舗網：本店営業部・金町・高円寺・蒲田・
大岡山・巣鴨・上板橋・茂原・深川

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号 加入協会：日本証券業協会

NISA (少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の概要

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 英国のISA (Individual Savings Account) を手本とした制度 ■ 口座内の商品から発生する配当や分配金及び譲渡益が非課税
導入時期	■ 2014年1月
対象者	■ (その年の1月1日現在で) 満20歳以上の居住者
実施期間	■ 投資期間は2023年末までの10年間、非課税期間は5年間
非課税対象	■ 上場株式、公募株式投資信託の配当や分配金及び譲渡益
非課税投資枠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1年当たり100万円まで購入できる(手数料含まず、5年で500万円) ■ 少額投資非課税口座以外からの移管はできない
途中売却	<ul style="list-style-type: none"> ■ いつでも売却できるが、売却部分の枠は再利用できない ■ 少額投資非課税口座で保有する商品を売却すると、売却資金は自動的に引き出される
損益通算	■ 少額投資非課税口座の損益と、その他の損益の通算はできない
持ち越し制度 (ロールオーバー)	■ ある年の非課税期間が終了する日(12月31日)に有している非課税管理勘定内の上場株式等については、翌日(翌年)から新しく設定される非課税管理勘定に移管することが可能
口座開設数	■ 1人1口座(原則として各勘定設定期間につき1つの金融機関で口座開設が可能)
勘定設定期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1期間: 2014年1月1日~2017年12月31日 ■ 第2期間: 2018年1月1日~2021年12月31日 ■ 第3期間: 2022年1月1日~2023年12月31日
開設手続き	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事前に金融機関を通じて税務署に口座開設の可否を確認する(非課税適用確認書の交付を受ける)必要がある ■ 非課税適用確認書の交付申請は2013年10月1日から可能
口座の更新手続き	■ 4年に一度は税務署から非課税適用確認書の交付を受ける必要がある
金融機関の変更	■ 当面、新たに非課税適用確認書の交付を申請する時にのみ金融機関の変更が可能

NISAのしくみ



2013年5月現在

※ 当資料は、山和証券株式会社がNISAについてお伝えすることなどを目的とした資料です。当資料は、資料作成時に
 において信頼できると判断した情報に基づき作成されていますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するもの
 ではありません。また、法令・制度等の変更により将来変更される可能性があります。